

# 指定給水装置工事事業者更新申請要領

## 1. 提出書類

- (1) 指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1）
- (2) 機械器具調書（別表）
- (3) 誓約書（様式第2）※会社印（実印）を押印
- (4) 指定給水装置工事主任技術者選任届出書（様式第3）  
※給水装置工事主任技術者免状の写しを添付
- (5) ○法人の場合           定款（写し）※「原本と相違ありません」の記載と会社印（実印）を押印  
登録簿謄本（原本）  
○個人の場合           住民票
- (6) 事業所の所在地が分かる地図
- (7) 指定給水装置工事事業者指定更新時確認事項

## 2. 手数料

2,000 円 ※更新手数料は事業者証交付の際にお支払いいただきますので、受取の際にご準備ください。

### 3. 指定の基準

- (1) 事業所ごとに給水装置工事主任技術者となる者を置く者であること
- (2) 次に定める機械器具を有する者であること
  - イ 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
  - ロ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
  - ハ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
  - ニ 水圧テストポンプ
- (3) 次のいずれかに該当しない者であること
  - イ 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
  - ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - ハ 法に違反して、刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
  - ニ 指定を取り消され、その取り消しの日から 2 年を経過しない者
  - ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者
  - ヘ 法人であって、その役員のうちにイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

#### 4. 問い合わせ等

飯塚市企業局企業管理課（穂波庁舎2階） TEL（直通）：0948-96-8693